

# 地域医療構想策定後の 取組について

平成27年7月3日  
熊本県健康福祉部

# 1. 地域医療構想の策定後の実現に向けた取組

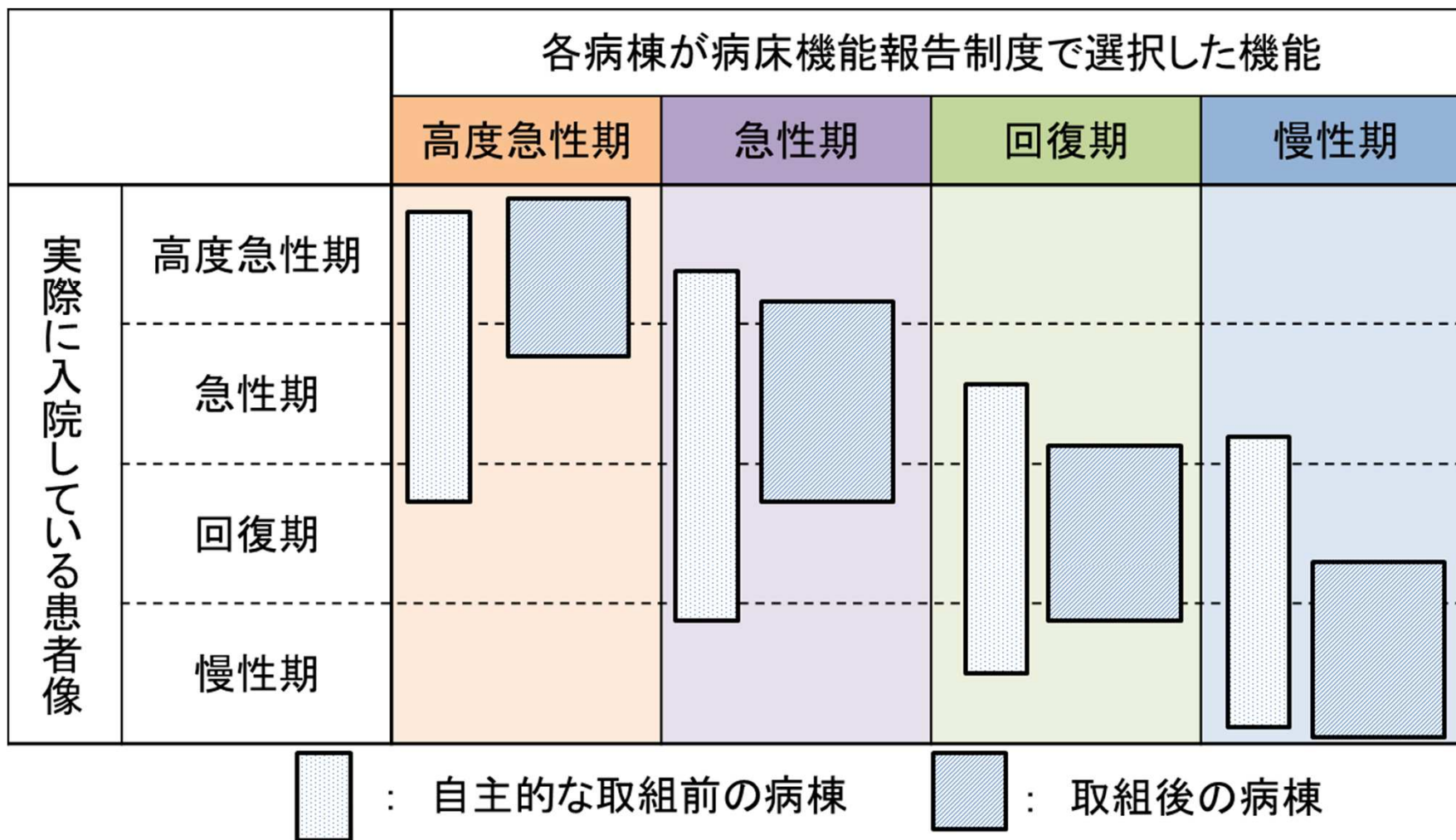
## 1-1. 各医療機関での取組

### ア 将来目指す医療について検討

- ・地域における自院内の病床機能の相対的位置付けを客観的に把握
  - : 病床機能報告制度による、同一構想区域内の他の医療機関の各機能の選択状況
  - : 構想区域内の各医療機能の2025年の必要病床数
- ・自院内の病棟単位で当該病床の機能に応じた患者の収れんのさせ方等を検討

### イ 医療機関相互の協議により、地域における病床の機能の分化と連携に応じた自院の位置付けを確認

図 (患者の収れんのイメージ)



## 1-2. 都道府県の取組

ア 病床機能報告による現状と地域医療構想における必要病床数との比較

イ 病床の機能区分ごとにおける構想区域内の医療機関の状況の把握

ウ 地域医療構想調整会議の促進に向けた具体策の検討

エ 平成37年(2025年)までのPDCA

## 2. 地域医療構想調整会議の設置・運営

(※医療法第30条の14の規定に基づく設置)

### 2-1. 議 事

- ① 地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する協議
- ② 病床機能報告制度による情報等の共有
- ③ 都道府県計画に盛り込む事業に関する協議
- ④ その他の地域医療構想の達成の推進に関する協議

### 2-2. 開催時期

定期開催＋随時開催

### 2-3. 設置区域等

構想区域ごとに設置することが原則。

ただし、知事が協議をするのに適当と認める区域での設置も可能。

## 2-4. 参加者の範囲・選定、参加の求めに応じない関係者への対応

### ア 参加者の範囲

- ・ 医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院団体、医療保険者（保険者協議会に照会の上、選定）、市町村など。
- ・ 開設・増床等の許可申請の内容や過剰な病床機能への転換に関する協議等の個別具体的な議論が行われる場合には、その当事者及び利害関係者等に限って参加することが適当。

### イ 参加の求めに応じない関係者への知事の対応

- ・ 開設・増床等の許可申請をした医療機関が参加しない場合  
⇒ 当該許可に条件を付す
- ・ 過剰な病床の機能区分に転換しようとした医療機関が参加しない場合  
⇒ 医療審議会への出席・説明を求め、同審議会の意見を聴いた上で  
の転換中止の命令または要請

## 3. 都道府県知事による対応

### 3-1. 病院・有床診療所の開設・増床等への対応

病院・有床診療所の開設・増床等の許可の際に、不足している病床の機能区分に係る医療の提供という条件を付すことができる(医療法第7条第5項)。

### 3-2. 既存医療機関が過剰な病床の機能区分に転換しようとする場合の対応

- ① 過剰な病床の機能区分に転換しようとする理由等を記載した書面の提出を求めることができる(医療法第30条の15第1項)。
- ② 当該書面に記載された理由等が十分でないとき等は、地域医療構想調整会議における協議に参加するよう求めることができる(医療法第30条の15第2項)。
- ③ 地域医療構想調整会議における協議が調わないとき等は、都道府県医療審議会に出席し、当該理由等について説明をするよう求めることができる(医療法第30条の15第4項)。
- ④ 当該理由等がやむを得ないものと認められないときは、都道府県医療審議会の意見を聴いて、転換しないことを公的医療機関等に命令することができる。なお、公的医療機関等以外の医療機関にあつては、要請することができる(医療法第30条の15第6項及び第7項)。

### 3-3. 自主的な取組だけでは不足している機能の充足が進まない場合の対応

地域医療構想調整会議における協議の内容及び都道府県医療審議会の説明の内容を踏まえ、当該理由等がやむを得ないものと認められないときは、都道府県医療審議会の意見を聴いて、不足している病床の機能区分に係る医療を提供すること等を公的医療機関等に指示することができる。なお、公的医療機関等以外の医療機関にあっては、要請することができる(医療法第30条の16第1項及び第2項)。

### 3-4. 稼働していない病床への対応

病床過剰地域において、公的医療機関等が正当な理由がなく病床を稼働していないときは、都道府県医療審議会の意見を聴いて、当該病床の削減を命令することができる(医療法第7条の2第3項)。なお、公的医療機関等以外の医療機関にあっては、病床過剰地域において、かつ医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合において、正当な理由がなく病床を稼働していないときは、都道府県医療審議会の意見を聴いて、当該病床の削減を要請することができる(医療法第30条の12第1項)。

※要請又は命令・指示に従わない場合の対応について(法第27条の2、第28条、第29条第3項等)

・公的医療機関等

⇒ 医療機関名の公表、地域医療支援病院の不承認又は承認取消し、管理者の変更命令等

・公的医療機関等以外の医療機関

⇒ ①要請に従わない場合: 勧告、②許可に付された条件に係る勧告に従わない場合: 命令、  
③勧告等にも従わない場合: 医療機関名の公表、地域医療支援病院の不承認又は承認取消し、管理者の変更命令等



### 3. 都道府県知事による対応(一覧)

	機能別の既存の病床数が必要病床数を上回っている	機能別の既存の病床数が必要病床数を下回っている
3-2. 既存医療機関が過剰な病床の機能区分に転換しようとする場合の対応	<p>①過剰な病床の機能区分に転換しようとする理由等を記載した書面の提出を求めることができる(法第30条の15第1項)。</p> <p>②当該書面に記載された理由等が十分でないとき等は、地域医療構想調整会議における協議に参加するよう求めることができる(法第30条の15第2項)</p> <p>③地域医療構想調整会議における協議が調わないとき等は、都道府県医療審議会に出席し、当該理由等について説明をするよう求めることができる(法第30条の15第4項)。</p> <p>④当該理由等がやむを得ないものと認められないときは、都道府県医療審議会の意見を聴いて、転換しないことを          ・公的医療機関等: 命令          ・公的医療機関等以外の医療機関: 要請          することができる(法第30条の15第6項及び第7項)。</p>	
3-3. 自主的な取組だけでは不足している機能の充足が進まない場合の対応		<p>①都道府県医療審議会の意見を聴いて、不足している病床の機能区分に係る医療を提供すること等を          ・公的医療機関等: 指示          ・公的医療機関等以外の医療機関: 要請          することができる(法第30条の16第1項及び第2項)。</p>

	病床過剰地域
3-4. 稼働していない病床への対応	<p>①正当な理由がなく病床を稼働していないときは、都道府県医療審議会の意見を聴いて、当該病床の削減を          ・公的医療機関等: 命令          ・公的医療機関等以外の医療機関: 要請          することができる(法第7条の2第3項及び法第30条の12第1項)。</p>

## 4. 地域医療構想の実現に向けたPDCA

### 4-1. 指標等の設定

(想定される指標データ)

- ① 病床の機能区分及び在宅医療に関する整備状況
- ② 主要な疾病における構想区域内の完結状況
- ③ 人材の充足状況

### 4-2. 指標等を用いた評価

### 4-3. 評価に基づく地域医療構想等への反映

### 4-4. 住民への公表

- ・ ホームページ等で住民に分かりやすく公表。
- ・ インターネットにアクセスできない住民向けに紙媒体での配布も準備することが望ましい。